

### 提案書評価要領

**1 件名**

令和8年度首長部局によるいじめ解消モデルの全国展開事業

**2 入札価格の評価**

入札価格の評価については、次のとおりとする。

入札価格の得点は、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値とする。

$$\text{入札価格点} = \text{価格点の配分} \times (1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格}))$$

**3 技術等の評価方法**

(1) 必須の要求要件の確認

提出された提案書は、記述された内容が評価表の必須項目に定める要件を全て満たしている場合、「合格」とし、総合評価基準に基づく評価を行う。

なお、各要求要件の確認に当たっては、文書による意思表示だけにとどまり、根拠・実現方法等が不明瞭であるもの、必須項目を全て満たしていないものは「不合格」とする場合がある。

(2) 評価方法

ア 上記(1)によって「合格」した提案書について技術的観点等から評価を加え「得点」を与えるものとする。

イ 技術等評価表に記載する必須の評価項目に係る技術等については、仕様書に記載する必須の要求条件を満たしているか否かを判定し、これを満たしているものには評価基準に基づき基礎点を与え、更に、これを超える部分については、評価に応じ技術等評価表に示す点数の範囲内で得点を与える。

ウ 「技術等評価表」の各項については、根拠が具体的であり優秀な提案であると判断できる場合や高度な追加提案があった場合はこれを高く評価する

**4 得点配分**

区分	価格点	技術点	合計
配点	50点	100点	150点

以 上